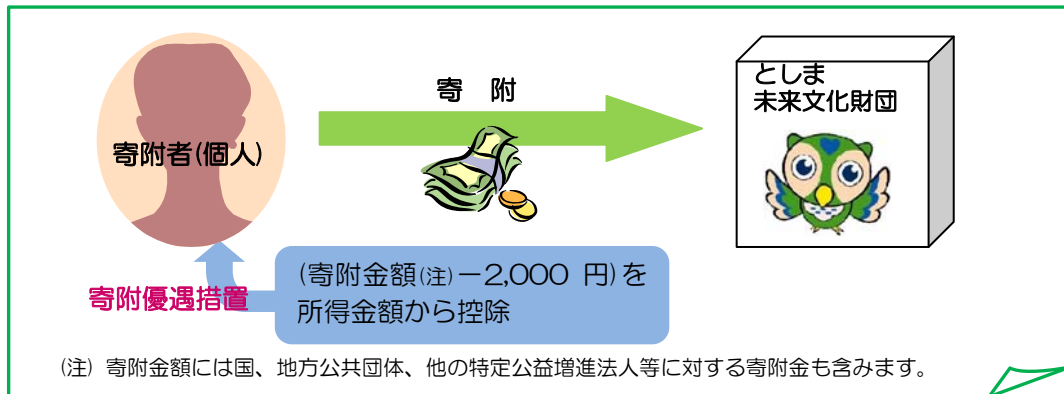


税制上の優遇措置のご案内

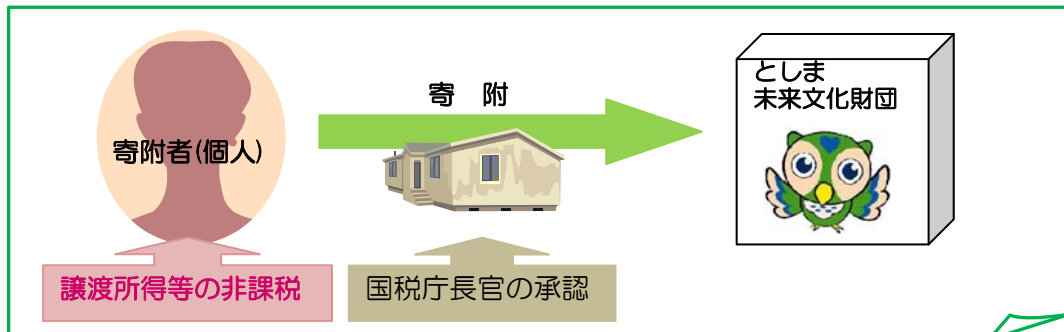
公益財団法人としま未来文化財団に対して、寄附金のご協力をいただくと、次の税制上の優遇措置を受けることができます。

個人の寄附金に関する税制優遇

◎確定申告の際に、**年間総所得の40%を限度**とし、さらに**寄附金の合計から2,000円を差し引いた金額**を課税所得から差し引くことができます。

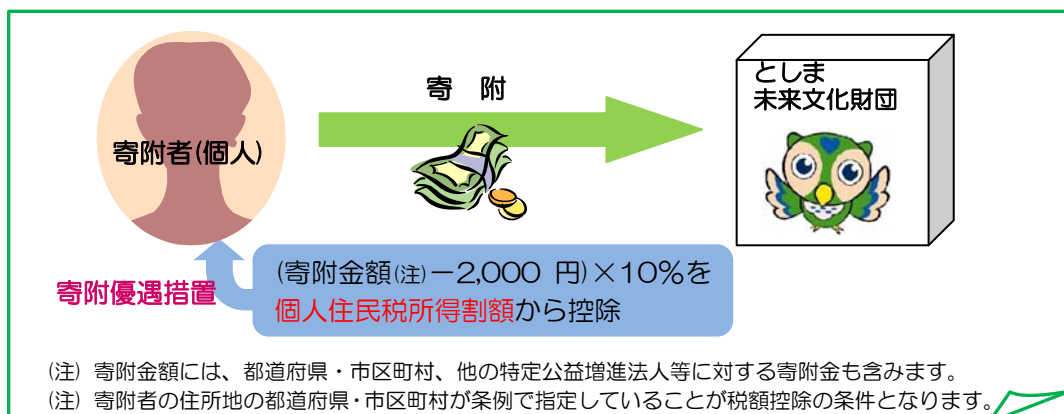


◎土地、建物などの資産を公益法人等に寄附した場合において、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど、一定の要件を満たすものとして**国税庁長官の承認**を受けた時は、**譲渡とみなされる場合の資産の一定期間の値上がりに対する譲渡所得について非課税**となります。



◎相続・遺贈により取得した財産の全部又は一部を寄附した場合、寄附した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません(→**非課税**)。

◎**年間総所得の30%を限度**とし、**寄附金の合計から2,000円を差し引いた金額の10%**(都民税4%、区民税6%)を寄附した翌年の**個人住民税所得割額から税額控除**できます。





個人の寄附金による税制優遇措置は以下のとおりです。

寄附の種類	関係根拠法令	措置の内容等
特定寄附金	所得税法 第78条第2項第3号	寄附金の全額（ただし上限は寄附者の年間所得総額の40%まで）から2,000円を引いた金額が、寄附者の年間所得総額から控除されます
財産の寄附 (譲渡所得等の非課税)	租税特別措置法 第40条	土地、建物などの資産を公益法人等に寄附した場合において、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた時は、この所得税について非課税となります
相続税にかか る寄附金	租税特別措置法 第70条	相続により取得した財産の全部又は一部を寄附した場合、寄附した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
個人住民税にかか る寄附金	地方税法施行令 第7条の17の3	次の金額（その個人の所得の30%を限度）を、寄附した個人の個人住民税所得割の額から控除（→税額控除） ・都道府県が条例で指定した寄附金…（寄附額－2,000円）×4% ・市区町村が条例で指定した寄附金…（寄附額－2,000円）×6% ※都道府県及び市区町村が重複して指定した寄附金 …（寄附額－2,000円）×10%

※寄附の控除を受けるためには確定申告が必要となります。

- 毎年1月1日から12月31日までに行った寄附については、**寄附金受領証明書**を添付して、翌年3月15日までに所得税の**確定申告**を行ってください。
- 住民税の寄附控除に関しては、所得税の確定申告の代わりに豊島区に住民税の申告書による申告を行うことも可能ですが、この場合は住民税の寄附金控除のみとなり、所得税の寄附金控除は受けられませんのでご注意ください。
- 詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。

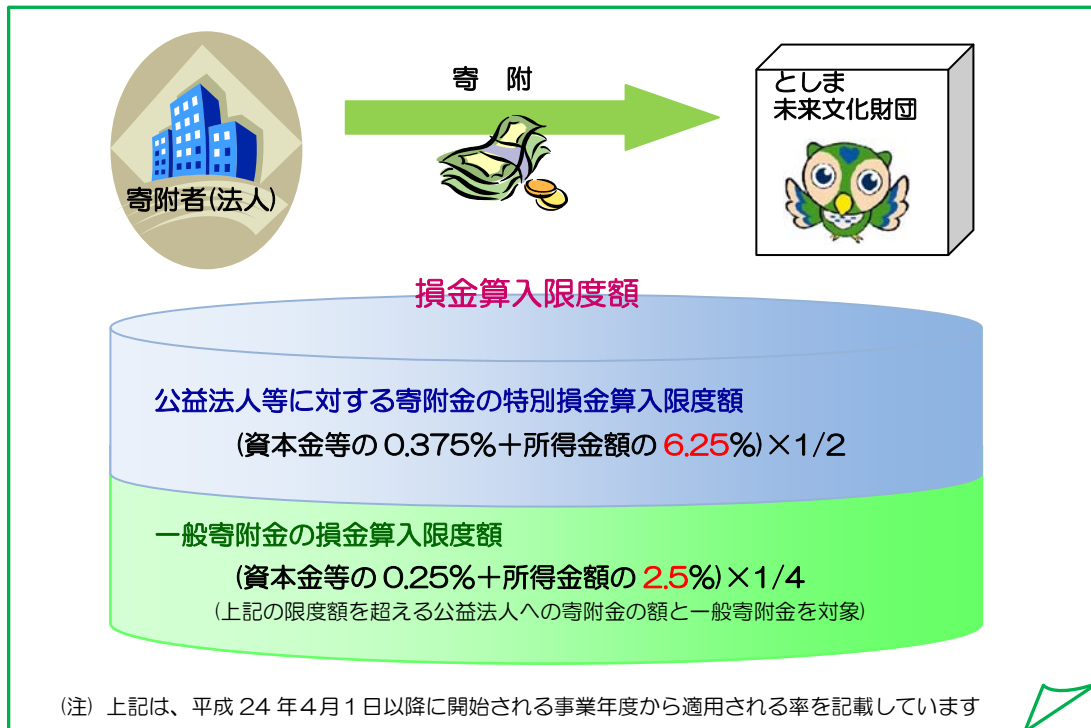


税制その他についてのご案内

国税庁	新たな公益法人関係税制の手引き(平成23年11月)	http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/koekihojin.pdf
	平成24年分所得税の改正のあらまし	http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/01.htm#a-02
	公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度資料(平成20年10月)	http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/7230-37.pdf
総務省 東京都 主税局 豊島区	個人住民税の寄附金税制	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html
	個人都民税の寄附金税額控除について	http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/kojin_ju.html
豊島区	住民税からの寄附金税額控除について	http://www.city.toshima.lg.jp/zei/zeikin/
	公益法人 information	https://www.koeki-info.go.jp/

法人の寄附金に関する税制優遇

一般寄附金の損金算入額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。



例

A 株式会社（資本金 1,000 万円、所得金額 2,000 万円）の場合

* 公益法人等に対する損金算入限度額

$$= (1,000 \text{ 万円} \times 0.375 / 100 + 2,000 \text{ 万円} \times 6.25 / 100) \times 1/2 = 643,750 \text{ 円} \dots \text{ア}$$

* 一般寄附金（上記限度額を超える公益法人等への寄附金も対象）に対する損金限度額

$$= (1,000 \text{ 万円} \times 0.25 / 100 + 2,000 \text{ 万円} \times 2.5 / 100) \times 1/4 = 131,250 \text{ 円} \dots \text{イ}$$

$$\text{損金算入限度額 (ア+イ)} \Rightarrow \text{775,000 円}$$

その他税額に関してこのようなメリットがあります。

【事業税所得割】

課税標準が法人税の所得の計算例によって算定された所得であるため、寄附金の損金算入によって所得が減少した場合、事業税所得割額も減少することになります。

【法人住民税法人税割】

課税標準が法人税額であるため、寄附金の損金算入によって法人税額が減少した場合、法人税割額も減少することになります。

○詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。